

有料職業紹介事業計画書
 無料職業紹介事業計画書
 特別の法人無料職業紹介事業計画書
 地方公共団体無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画(年間)(国内)

| ① 区 分 | ② 有効求職者見込数 |
|-------|------------|
| | 人 |

職業紹介計画(年間)(国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

| ③ 区 分 | ④ 相手国名 | ⑤ 有効求職者見込数 (人) |
|-------|--------|-------------------|
| | | |

4 職業紹介の業務に従事する者の数

| |
|---|
| 人 |
|---|

5 資産等の状況

| | | 価 格 | 摘 要 |
|--------|-------|-----|-----|
| 資 産 | 現金・預金 | | |
| | 土地・建物 | | |
| | その他 | | |
| | 計 | | |
| 負債 | 計 | | |

9 生活保護自立支援プログラム事例集（案）

尼崎市

尼崎市 福祉事務所 保護課
〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1
TEL:06-6489-6928

【自立支援プログラムの策定・実施の特徴】

- ・ S V, C Wが中心にプログラムを策定していくが、運用中に支援員の意見などを取り入れながら、改変を行っている。
- ・ 就労支援、退院促進など、専任の相談員を配置し、きめの細かい対応ができるような仕組みづくりを行っている。
- ・ 就労促進相談員が「就労支援のしおり（リーフレット形式）」（別紙1）など、プログラム運用に必要なツールを作成し、個々の被保護者の状況にあわせた資料を渡している。

【策定済の自立支援プログラムとその実施状況】

| 種別 | コード | プログラム名 | 平成19年度 | | 平成20年4～11月 | |
|----|-----|------------------|--------|------|------------|------|
| | | | 参加者数 | 達成者数 | 参加者数 | 達成者数 |
| 経 | 11 | 生活保護受給者等就労支援事業 | 18 | 12 | 30 | 17 |
| 経 | 12 | 尼崎市生活保護世帯等就労促進事業 | 218 | 97 | 247 | 96 |
| 日 | 21 | 被保護者等自立生活支援事業 | 152 | 66 | 144 | 52 |
| 日 | 22 | 退院促進個別援助事業 | 62 | 32 | 44 | 20 |
| 日 | 23 | 生活保護精神障害者退院促進事業 | 147 | 22 | 74 | 14 |

【福祉事務所基礎データ】

○保護動向

- ・ 尼崎市の被保護世帯数は年々増加しているとともに、保護率は全国平均に比べてかなり高くなっている。
- ・ 保護世帯の構成比については、高齢者世帯が半数を占めている他、傷病者世帯が約26%と高くなっている。
- ・ 保護費については、被保護世帯数の増加割合に比べると高くないものの、微増傾向にある。

※ 保護人員数・保護世帯数・保護率・世帯構成割合・予算額の推移

| | 平成15年度 (2003年) | | 平成16年度 (2004年) | | 平成17年度 (2005年) | | 平成18年度 (2006年) | | 平成19年度 (2007年) | | 平成20年度 (2008年) | | |
|----------------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-------|
| 人口 | 462,804 | | 461,951 | | 460,934 | | 462,013 | | 461,161 | | 461,738 | | |
| 世帯数 | 195,140 | | 196,789 | | 198,242 | | 200,853 | | 202,868 | | 205,551 | | |
| 被保護世帯数 | | | 8,419 | | 8,697 | | 8,937 | | 9,229 | | 9,641 | | |
| 被保護世帯人員 | | | 12,071 | | 12,405 | | 12,617 | | 12,923 | | 13,351 | | |
| 保護率(%) | | | 26.1 | | 26.9 | | 27.7 | | 28.0 | | 28.9 | | |
| 世帯構成比 | 高齢者世帯 | 3,840 | 48.1% | 4,100 | 48.8% | 4,012 | 46.2% | 4,072 | 45.7% | 4,330 | 49.5% | 4,607 | 47.9% |
| | 母子世帯 | 817 | 10.2% | 837 | 10.0% | 878 | 10.1% | 892 | 10.0% | 879 | 10.1% | 910 | 9.5% |
| | 傷病者世帯 | 2,250 | 28.2% | 2,297 | 27.3% | 2,494 | 28.7% | 2,513 | 28.2% | 2,510 | 28.7% | 2,515 | 26.2% |
| | 障害者世帯 | 770 | 9.6% | 827 | 9.8% | 928 | 10.7% | 990 | 11.1% | 1,027 | 11.7% | 1,091 | 11.3% |
| | その他の世帯 | 310 | 3.9% | 339 | 4.0% | 365 | 4.2% | 446 | 5.0% | | 0.0% | 494 | 5.1% |
| 保護費の推移(h20は予算) | 21,509,372千円 | | 22,493,211千円 | | 23,243,683千円 | | 23,503,782千円 | | 23,082,522千円 | | 23,594,534千円 | | |

注：人口等については年度平均

○福祉事務所の体制

- ・ CWは地域で割り振りを行っている。
- ・ 1 CWの平均担当件数は 116件となっており、CWの負担が大きい。

※SV・CWなどの配置状況

| 職名 | 配置人数 |
|---------|------|
| 課長 | 3 人 |
| SV | 11 人 |
| CW | 81 人 |
| その他の職種 | |
| 面接相談担当 | 8 人 |
| 医療担当 | 4 人 |
| 管理・経理担当 | 5 人 |

※上記以外の専門員（セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用状況）などの配置状況

| 職種 | 配置人数 | 主な業務 | セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用の有無 |
|---------|------|------------|---------------------------|
| 就労促進相談員 | 6 人 | 就労促進相談 | 活用 |
| 面接相談担当 | 2 人 | 処遇困難ケース等相談 | 〃 |
| 自立支援相談員 | 3 人 | 自立支援相談 | 〃 |
| 退院促進相談員 | 3 人 | 退院促進相談 | 〃 |

○社会状況

- ・ 高齢化率は全国平均であるが、離婚率が全国平均よりやや高くなっている。
- ・ 尼崎市は、製造業のまちであり、大工場から中小零細規模の工場まで様々な規模の工場が多い。
- ・ 求人についても、フォークリフト等の資格を有する人の求人が多くみられる。

※高齢化率・離婚率・有効求人倍率

高齢化率：21.6% 離婚率：2.80(19.4現在) 有効求人倍率：0.73

○関係機関との連携

| 連携先 | 連携内容 |
|----------------------------------|--|
| 福祉課 | 被保護者への就労支援に係る児童の対応 |
| 尼崎ハローワーク | 被保護者への就労支援 |
| (都道府県の就労担当) 兵庫県労働部・県社会援 護課 | 被保護者及び児童扶養手当受給者への就労支援を実施するため、計画策定と実施手順 |
| NPO大東ネットワーク事 業団 | ホームレスであった被保護者への就労支援 |

○市における研修の実施状況

| 研修内容 | 方法 | 参加者数(概ねの延べ人数) |
|---------------|----|---------------|
| 児童扶養手当・児童手当制度 | 講義 | 22名 |
| 年金制度 | 講義 | 18名 |
| 介護保険制度 | 講義 | |
| 自立支援法・身障法等制度 | 講義 | |

尼崎市就労支援促進事業

【自立支援プログラム作成までの調整過程】

尼崎市は、平成10年度以降全国と同様に急激に生活保護世帯が増加した。そのため、CWの担当世帯数が100世帯を超え、きめ細やかな就労支援ができず保護がさらに増加してきた。平成14年度より、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用して6人の就労促進相談員（嘱託職員）を確保し、地域担当制を設け、就労支援の実現のために本事業を導入した。

プログラム策定に当たっては、SV、CW、就労促進相談員が月1回の意見交換を交え、試行錯誤を繰り返し、現在の形となった。

●参考にした自治体プログラム

| 自治体名 | プログラムの具体的内容・特徴など |
|------|------------------|
| なし | |

●策定に当たり連携した部局等

| 策定において調整を行った部局・機関・その他団体等の名称 | 連携先の担当者職種・担当業務 | 各機関等との調整の内容 |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| なし | | |

【プログラム策定にあたってのポイント】

- ・就労支援相談員を嘱託職員として雇用し、専任で取り組み、きめの細かい対応ができる体制を構築した。
- ・配置にあたっては、地域担当制にして地域の情報を収集しやすくしている。
- ・SV、CW、就労促進相談員がそれぞれの立場から意見を出しあい、できるだけCWや就労促進相談員に負荷がかからないよう、より効果的に実施できるような体制を整備した。

【実際の取組内容】

手続き・取組みの流れ

①被保護者に適するプログラムの選定

- ・ 15～65 歳未満までの稼働能力のある者で、生活歴、身体状況、世帯状況等を考慮し、SV、CWの協議により選定。

CW、就労促進相談員が同席

②被保護者へのプログラム参加の提案

- ・ 求職状況や就労意欲を確認し、そのうえで現状の向上を喚起しつつ、就労促進事業（就労促進相談員との連携等）について説明する。

③プログラムの適用時期の考え方

- ・ 傷病者ケース：病状が軽快し、就労意欲がでてきたとき。
- ・ 若年ケース：卒業、定時制高校等入学など環境が変わるとき。
- ・ 母子ケース：子どもの保育所入所、小中高卒業等働ける環境が整ったとき。

支援の方向性も確認

④被保護者の同意

- ・ 就労促進事業について説明のうえ、理解と参加意思を確認し、同意が得られたときに、CW、就労促進相談員、被保護者の三者面談を実施し、同意を得る。

就労促進相談員6人は地域制

⑤プログラムの運用

- ・ 初回の来所時：CWと就労促進相談員が同席し、被保護者の状況や意向などを確認
- ・ 2回目以降：基本は就労促進相談員が中心となって対応するが、プログラム運用中に何らかの問題などがあれば適宜CWに相談しながら進めていく。（例. 病的な訴えがあればCWにつなぎ、医師に移動の判断をあおぐ）
- ・ 支援状況については、台帳、個別ケースファイルで進行管理を行う。

⑥プログラム継続・終了の判断

- ・ 未就業の場合は就業した時、就業している場合は増収した時点で終了となるが、その後数か月（3か月程度）は、状況確認を何度か行う。
- ・ 就業できない場合などは、3か月毎にそれぞれのケースの支援について、SV、CW、就労促進相談員が協議して継続・終了を決定。

(具体的な支援内容)

- ・被保護者の状況によって異なるが、大きくは就労意欲の喚起、履歴書の書き方、求職の仕方のアドバイス、日々の求職活動の励ましなどを中心に行う。
- ・できるだけ頻繁にコンタクトを取るようし、日々の求職活動への働きかけや励ましなどを行い、被保護者が自信をもってもらえるように働きかけている。特に面接の結果などについては、合否に関わらずできるだけ早く知らせてもらうようにしている。
- ・ニートなどに対しては、社会性を身につけるため、生活習慣の改善指導（出勤可能な時間に起きる、約束の時間に間に合うように支度をするなど）、コミュニケーション能力の向上（相手の目を見て話せるようになるなど）、簡単な学習指導（四則計算など）などを行う。これらはすぐに就労に結びつかないため、成果が見えづらい。
- ・パソコンの技能やフォークリフトなど、現在の求人のニーズに合わせて、技能・資格取得を促すこともある。（尼崎は工場などが多いことからフォークリフト等のニーズは高い）

(支援の工夫点)

- ・担当CWから「言われるから仕方なくやる。」という考え方の求職活動でなく、被保護者の自尊心を尊重しつつ、信頼関係の下で共に求職していく姿勢で接する。
- ・就業すると保護が廃止される、または就業すると扶助費が給与分削減されると誤解している人が多く、就業した後のことについて、丁寧に説明するようにしている。
- ・比較的高齢の人については前職（特に土木、建設、大工など）に固執する人が多いが、現在の年齢では前職のような職種での就労が難しいことも多く、その場合は、本人の自尊心を傷つけないように配慮しながら、実際の求人状況を見てもらい、前職と同じ職種では難しいことを理解してもらうようにしている。ただ、できるだけ前職にかかわりのあるような職種（現場の清掃など）を探すなどのアドバイスをしている。
- ・自立意欲が高いものの、なかなか就業先が決まらない人については、面談結果などが出るたびに、励ましの言葉をかけ、就業意欲が減退しないようにしている。
- ・目標を達成（就業、増収など）した場合についても、継続できない人も多いことから、就労促進相談員やCWが適宜、その後の状況をフォローするようにしている。

【取組の実績】

| 種別 | コード | プログラム名 | 平成19年度 | | 平成20年4～11月 | |
|----|-----|------------------|--------|------|------------|------|
| | | | 参加者数 | 達成者数 | 参加者数 | 達成者数 |
| 経 | 11 | 生活保護受給者等就労支援事業 | 18 | 12 | 30 | 17 |
| 経 | 12 | 尼崎市生活保護世帯等就労促進事業 | 218 | 97 | 247 | 96 |

○ 目標達成者像

- ・ 離職期間が短い人、職歴がある人
- ・ 未就業者が就業するといった目標達成者が多く、増収、または自立へつながる就業の人は少ない。
- ・ 母子世帯の人は、他の世帯に比べて就業する人が多い。（仕事に対する意欲が高い人が多い）

○ 目標達成未達像

- ・若い人（ニート、不登校など）。特に不登校の人は外に出ることや社会とのつながりを持ちづらい人が多く、難しい
- ・就労支援を行っている途中で、体調不良などを理由に約半数が中断してしまう。

【取組の効果】

○福祉事務所・被保護者にとっての効果

1. 迅速な対応ができるようになった
2. 経験年数のあまりない職員でも対応ができるようになった
3. 職員ごとの対応のばらつきが少なくなった
5. 関連機関との連携がしやすくなった
7. 被保護者の目標が明確になった
8. 自立につながるケースが増えた
9. 収入増による保護廃止までいかないが、所得などの水準が全体に向上した
10. 参加者が目標について理解をしやすくなった
11. 参加者の意欲が増した

就業・増収などの他、就業に結びつかない人でもプログラム参加者の意識がかなり変わり、前向きになったことや、規則正しい生活を送ることや、コミュニケーション能力等社会性が増すなどさまざまな効果が得られている。

○保護費減への効果

保護費の削減額の推移

(千円)

| | 平成 17 年度 (2005 年度) | 平成 18 年度 (2006 年度) | 平成 19 年度 (2007 年度) | 平成 20 年度 (2008 年度) (4～9月) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 生活扶助費 | 66,455 | 53,201 | 46,286 | 18,675 |

プログラム開始時は比較的就労意欲の高い人などが多く、就業に結びつく人が多くいたが、年々就労に結びつくのが難しいケースが残っており、削減額が減少傾向にある。

○保護費以外の成果の測定方法

- ・支援の方法、内容について本市独自の集計（別紙2参照）を行っている。
- ・掘り下げて対応しないといけないケースが増えてきており、数値で現れない部分なども評価するようにしている。（相談内容別の集計など）

【その他】

※今後の課題

○就労意欲が低い人への対応

- ・企業の求める人材と被保護者の資質やニーズのギャップが大きく、就労促進相談員に負荷がかかっている。
- ・ニートや引きこもり、家庭環境など日常生活を改善すべき被保護者が増加しているため、基礎的

な識字・計算力、社会のルール、一般常識、人間関係の構築など就労をする以前の整備に時間を要する。

- ・就労経験がない人や就労意欲が低い人に対して、就業体験期間→採用といったしくみがあると、被保護者、雇用者ともに取り組みやすいのではないかと。
- ・平成14年度より取り組んでおり、就労意欲が高い人が以前に比べて少なくなっている。
- ・ハローワークは企業との接点も多く、企業ニーズを把握していることから、今後のさらなる活用方策の検討が必要である。

○地域に密着した情報提供

- ・できるだけ地域にあった求職情報を提供したいと考えているが、現在のハローワーク、折込チラシなど以外に収集できる方法を検討している。

参考となるポイント

- 地区担当制の就労促進相談員がきめの細かい対応を行うことで、就労意欲の低い被保護者を就労に結びつけている。
- 就業につながった人などに対しては、手紙や声かけなどで励まし、長く就業できるように意識付けを行っている。
- 個人が抱える問題や悩みは一人一人違うため、それらを解消するために画一的な支援・対応ではなく、個人に適應したきめ細やかな支援ができるよう、50枚のシートからなる「就労支援のしおり」～仕事を探すためのキーポイント～といった、支援に必要なツールを作成している。被保護者各自の状況にあったシートをピックアップして、自身の状況や課題を整理し、自身を見直したり、就労について考えてもらうきっかけのツールとして活用している。

生活保護精神障害者退院促進事業

【自立支援プログラム作成までの調整過程】

社会的入院患者の解消を目的とし長期入院患者実態調査を毎年実施していたが、平成17年度に福祉事務所を6か所から1か所に統合したことをきっかけに、6か月を超える長期入院患者の退院促進を図る専門のセクションをつくり、退院促進事業を開始した。

さらに、障害福祉部門における精神障害者退院促進事業と連携するため、平成19年度より生活保護精神障害者退院促進事業として特化させてプログラム化した。

●参考にした自治体プログラム

| 自治体名 | プログラムの具体的内容・特徴など |
|------|------------------|
| なし | |

●策定に当たり連携した部局等

| 策定において調整を行った部局・機関・その他団体等の名称 | 連携先の担当者職種・担当業務 | 各機関等との調整の内容 |
|-----------------------------|----------------|-------------|
| なし | | |

【プログラム策定にあたってのポイント】

- ・退院促進相談員を嘱託職員として雇用し、専任で取り組める体制を構築した。
- ・病院側からの連絡窓口を1本化するため、CWを病院担当制で配置した。
(退院促進相談員は、柔軟な対応ができるようにするため病院担当制とはしていない)
- ・退院拒否をする患者の退院促進には、患者との人間関係ができていない病院側の協力が必要不可欠であるが、病院との関係構築が難しく、初期段階での大きな課題であった。そこで、退院促進相談員に病院側の理解促進やパイプ役としての役割を担ってもらった。

【実際の取組内容】

手続き・取組みの流れ

① 被保護者に適するプログラムの選定

- ・精神障害を有する6か月以上の長期入院患者について、リストを作成の上、退院可能判定を実施。
- ・退院可能と判定された者について、医師、精神保健福祉士等の病院関係者とSV、CWとの協議により、プログラムの対象者を選定。



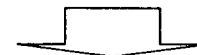
② 被保護者へのプログラム参加の提案・同意

- ・CW、退院促進相談員が病院に訪問し、本人と面接し説明を実施。



③ プログラムによる支援の内容（主担当は退院促進相談員）

- 退院に対する不安感を払拭するためのアプローチ
 - ・大阪府や兵庫県の退院促進事業の支援員の協力による支援。
 - ・実際に退院した方の話を聞く機会の確保。
 - ・退院後の行先の候補となる救護施設やケア付き住宅などへの見学の機会の確保、見学の同行。
 - ・「悪くなったら病院に戻ってきてもいい」などの声かけによる安心感の付与。
 - ・モチベーションを保つための密な訪問活動。
- 退院後の生活環境の確保
 - ・生活に必要な介護保険や障害者自立支援法のサービスの導入の調整。
 - ・在宅での生活に必要な家具や布団などは揃っているかの確認。
- 退院後3か月
 - ・家賃や光熱費がきちんと支払われているか、病院への通院がおこなえているかなどの、退院後の生活状況の確認と必要に応じた支援。



④ プログラムの継続・終了の判断

- ・退院により、施設入所・居宅生活等に移行し、3か月間のフォローを実施。その後、居宅の担当CWに引き継ぎを行った段階でプログラムは終了する。

【取組の実績】

○目標達成者像

- ・入院期間の短い方
- ・女性の方（施設等の受け入れ先が確保しやすい）

○目標達成未達像

- ・入院期間の長い方
- ・住民票のない方、戸籍のない方（退院後のサービスの利用が難しいため）

【取組の効果】

○福祉事務所・被保護者にとっての効果

- ・プログラム化したことにより、医療費に関する状況など、これまで見えなかったものが見えるようになった。
- ・退院者のうち、精神障害者の方の退院状況が明確になった。

(実績)

平成17年度 退院者数32名中 精神障害者8名

平成18年度 退院者数47名中 精神障害者18名

平成19年度 退院者数54名中 精神障害者22名

- ・独自に行った退院後の追跡調査により、8割程度が「退院してよかった」という結果が得られた。

○保護費減への効果

- ・社会的入院患者の医療扶助の削減は実現している。退院後、居宅等における生活扶助や介護保険、自立支援による給付の増加はあるが、社会保障費全体としてコスト削減されている。

【プログラム実施の課題と今後の方向性】

○受け入れ先の確保

- ・精神障害者の場合には、居宅での生活が難しいことから、退院先が限られるためその確保が難しい。退院先がないことで、退院につながらないケースも多い。
- ・尼崎市内の受け入れ先が少ないことから、市外、県外に受け入れ先を求めることになることが、より退院先の確保を難しくしている1つの要因となっている。
(現在市内には、精神病院(閉鎖病棟等のある専門病院)、救護施設、援護寮はなく、またグループホームも2か所しかない)
- ・退院先確保のための市外、県外の施設などへの営業活動が必要なほか、それらの施設のある自治体に対する訪問も繰り返し行っており、理解と協力を求めている。

○退院後の状況把握や支援の連続性の確保

- ・市外や県外への転居の場合には、実施責任となる自治体が変わることから、退院後の状況を追いかけることが困難でありプログラムの評価が難しい。
- ・本プログラムは「退院するまで」のものであることから、退院から自立した生活を営むところまでの支援の連続性を確保することが難しい。
- ・退院後の生活状況の追跡調査を行い、次年度事業を行う上でのプログラムに対する評価を今後も行っていくことが必要である。

○180日以内の入院患者への退院促進事業のプログラム化

- ・入院期間が長いほど退院までの期間も長くかかることから、180日以内の退院促進が重要である。そのため、本プログラムと併行し、入院期間180日以内の入院患者を対象とした退院促進にも取り組んでいるが、プログラム化は行っていない。
- ・プログラム化することにより、傾向の把握や分析を行うことで他都市での退院促進事業にも役立つ

つ可能性があることから、プログラム化の検討を行っている。

参考となるポイント

- ▶ 180日を越える人は、きちんとリストアップし、アプローチをするようにしている。あわせて、180日未満の人についても、早めにリストアップして対応し、長期化しないようにしている。
- ▶ 退院後の受け皿を多く確保するため、日々受け入れ先の開拓を行っている。（市内、市外にかかわらず）